

SBI損保安心ロードサービス サービスガイド

事故または故障のトラブルの際は年中無休・24時間受付で対応します。



SBI損保安心ホットライン



0800-2222-581

通話料無料

*必ず事前にご連絡ください。

24時間365日受付／携帯電話からもご利用になれます。

■IP電話などで上記フリーコール(0800-2222-581)が繋がらない場合は、恐れ入りますが下記の番号へお掛けください。
0570-550-627(有料)

耳や言葉の不自由なお客さまへ

「SBI損保の手話・筆談サービス」がご利用できます。詳細は、弊社ホームページをご覧ください。



SBI損保安心ロードサービスをご利用の際は、事前にSBI損保安心ホットラインへご連絡をいただき、SBI損害保険株式会社(以下「当会社」といいます)の提携する会社(以下「提携会社」といいます)が手配する業者をご利用いただくことが条件となります。

▶ 基本サービス

レッカーサービス



事故または故障により自力走行不能となったとき、レッカー移動を行います。

緊急対応サービス



鍵の閉じ込みやバッテリー上がりなどが発生したとき、現場復旧作業を行います。

落輪引き上げ・乗り上げ時の引き降ろしサービス



落輪・縁石への乗り上げなどが発生したとき、引き上げ・引き出し・引き降ろし作業を行います。

スタック引き上げサービス



雪道・ぬかるみ・砂浜などでのスタックが発生したとき、引き上げ作業を行います。

ガソリン補給サービス



ガス欠になったとき、ガソリンまたは軽油を補給します。

サポートサービス



レッカーサービスを利用し、トラブル現場からの移動が困難になったとき、帰宅費用や宿泊費用などをお支払いします。

*上記はサービスの概要を表したものです。サービスの内容および提供条件については、P2「SBI損保安心ロードサービス 作業一覧表」、P3「SBI損保安心ロードサービス規定」をご確認ください。

▶ SBI損保安心ロードサービスのご利用にあたって

ご契約しているお車のトラブル発生

SBI損保安心ホットライン
0800-2222-581
へご連絡ください。

ご契約内容やトラブル状況を確認後、出勤業者手配の為、一旦お電話を切らせていただきます。その後、提携会社から業者の手配状況をお知らせします。

手配した業者が駆けつけ、緊急対応を行います。

*地域・時間帯により、到着までお時間がかかる場合があります。

*受付後、到着予定時刻をご案内します。

▶ SBI損保安心ロードサービスの対象となる条件

●対象となるご契約と期間

SBI損保でご契約の自動車保険契約全てに自動的に適用され、自動車保険証券記載(マイページによる表示を含む)の保険期間が対象期間となります。なお、解約(解除)等によって保険契約が無効となった場合は、解約(解除)日までがサービスの対象期間となります。

●対象となるお車

自動車保険証券記載(マイページによる表示を含む)の契約自動車となります。

※ファミリーバイク・他車運転車両・臨時代替自動車は対象外となります。

●対象となる地域

日本国内(一部離島などは除く)における一般道路、有料道路、駐車場などとなります。

▶【プレミアム】サービス

一定の条件を満たしたお客さま(*)は、お手続き不要で基本サービスから【プレミアム】サービスへ無料でグレードアップいたします。

*一定の条件につきましては、下記の「以下いずれかに該当する場合は、【プレミアム】サービスの対象となります。」をご参照ください。

<p>無料 レッカー範囲</p>  <p>お客さまがご指定する修理工場などの場合 50kmまで → プレミアム 150kmまで</p>	<p>現場復旧可能な作業の対応時間</p>  <p>30分程度まで → プレミアム 時間の制限なし</p>	<p>キー紛失時の鍵開け・キー作成</p>  <p>基本サービスでは対象外 → プレミアム 無料対応 保険期間内で1回限り</p>	<p>落輪引き上げ/引き降ろし(引き出し)</p>  <p>車輪3輪まで → プレミアム 全ての車輪まで</p>
<p>レンタカー</p>  <p>24時間上限 → プレミアム 48時間上限</p>	<p>搭乗者宿泊費用</p>  <p>1人あたり15,000円上限/泊 1泊まで → プレミアム 2泊まで</p>	<p>ペット宿泊費用</p>  <p>基本サービスでは対象外 → プレミアム 2泊まで 10,000円上限/泊</p>	

車両相談サービス	サービス内容	サービス提供時間	受付窓口
	<p>お車に関する各種相談</p> <p>たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お車をご購入の際の相談 ・車検などで修理工場が見つからない場合のご相談など 	<p>平日 9:00~17:00 (土・祝日および12/31~1/3は除く)</p>	<p>SBI損保安心ホットライン 0800-2222-581 ガイダンス9番</p>

※当サービスは、お車に関する一般的なご相談について、各メーカーや関連機関の公開情報などを基にご案内させていただくものです。当サービスの窓口からのご案内に基づき何らかの損害が生じた場合でも、当会社および提携会社では責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

以下いずれかに該当する場合は、【プレミアム】サービスの対象となります。※1

- ・「SBI損保の自動車保険」のご契約を継続して3年目以降であること(※2)
- ・「SBI損保の自動車保険」および「SBI損保のがん保険」に加入していること(※3)
- ・「SBI損保の自動車保険」および「SBI損保の火災保険」に加入していること(※3)(※4)
- ・「SBI損保の自動車保険」のご契約に、次の補償・特約をすべて付帯していること(※5)

契約者が個人の場合：車両保険（一般車両）、全損時諸費用保険金特約、自宅・車庫等修理費用補償特約
車内外身の回り品補償特約、車両損害に関するレンタカー費用補償特約（保険金額10,000円）

契約者が法人の場合：車両保険（一般車両）、全損時諸費用保険金特約
車両積載動産補償特約、車両損害に関するレンタカー費用補償特約（保険金額10,000円）

- ※1 条件に該当する「SBI損保の自動車保険」の契約自動車に適用されます。
- ※2 3年目のご契約の始期日より対象となります。
- ※3 「SBI損保の自動車保険」のご契約者または記名被保険者と「SBI損保のがん保険」または「SBI損保の火災保険」のご契約者が同一の場合に限りです。また、【プレミアム】サービスをご利用になれる期間は、「SBI損保の自動車保険」の保険期間と、「SBI損保のがん保険」または「SBI損保の火災保険」の保険期間が重複している期間となります。「SBI損保のがん保険」または「SBI損保の火災保険」のご契約を解約された場合などには【プレミアム】サービスはご利用になれません。
- ※4 「SBI損保の自動車保険」の契約者が法人の場合は、【プレミアム】サービスの対象外です。
- ※5 ご契約内容の変更などにより条件に当てはまらなくなった場合は【プレミアム】サービスの対象外となります。

▶SBI損保安心ロードサービスご利用にあたっての留意事項

●サービスのご利用にあたって

- (1) 事故または故障(以下「トラブル」という)により、自力走行不能となった場合にサービスを利用できます。
- (2) サービスは、トラブル発生の際に利用対象者がトラブル現場から事前にSBI損保安心ホットラインへ連絡をし、提携会社の手配する業者を利用することが条件となります。また、【プレミアム】サービスをご利用になる際の連絡がなく、利用対象者自身が業者を手配した場合は、サービス対象となりません。
- (3) サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。
- (4) サービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。
 - ① サービス実施業者から、運転免許証、自動車検査証およびその他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示すること。
 - ② トラブル現場における作業で車体等に損傷等を生じさせる可能性が予測されるときは、損傷等が生じても免責とすることに同意し、その旨の念書に署名すること。
 - ③ 警察届出が必要な事故の場合は、警察への届出を済ませており、かつ車両の移動につき警察の許可を受けていること。
 - ④ トラブル現場におけるサービス実施業者による現場作業に立会うこと。ただし、負傷等により立会うことができない場合は、この限りではない。
 - ⑤ 危険物運搬車両のトラブルの場合は、危険物取扱者免許の保持者が現場作業に立会うこと。
 - ⑥ 提携会社またはサービス実施業者に対してサービスの提供に必要な不可欠な協力をを行うこと。
 - ⑦ 道路交通法その他法令、規則を遵守すること。
 - ⑧ 自動車保険契約が有効であり、自動車保険契約に基づく保険料の支払を怠っていないことを確認できること。

●サービスをご利用できない主な場合 次のいずれかに該当する場合はサービスのご利用ができません。

- ① 利用対象者の故意によるトラブルの場合
- ② 無免許運転、飲酒運転、麻薬、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転中のトラブルの場合
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるトラブルの場合
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が起因によるトラブルの場合
- ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含む）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故の場合
- ⑥ 国または公共団体の公権力の行使（ただし、消防または避難に必要な処置の場合を除く）によるトラブルの場合
- ⑦ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送期間中の事故の場合
- ⑧ 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を超えて使用したことによるトラブルの場合
- ⑨ 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース・ラリーを目的とする場所等での作業
- ⑩ レース・ラリー等で契約自動車を使用し、発生したと考えられるトラブルの場合
- ⑪ 自然保護・環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域での作業
- ⑫ 出勤車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）での作業
- ⑬ 気象状況・周辺状況・自然災害等により危険が予知される場合や作業が困難な場合
- ⑭ 改造または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いため、通常作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となる車両
- ⑮ 車検切れの車両
- ⑯ 利用対象者が「SBI 損保安心ロードサービス規定」に違反した場合、その他当社もしくは提携会社が利用対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

*詳しくは、P3のSBI損保安心ロードサービス規定をご確認ください。

SBI損保安心ロードサービス 作業一覧表

サービス内容		無料範囲	有料範囲(例) ^(※1)
レッカーサービス		<ul style="list-style-type: none"> 提携会社が指定する最寄りの修理工場へは距離無制限 お客さまが指定する修理工場などへは50kmまで 	<ul style="list-style-type: none"> 無料範囲を超過した分のレッカー牽引費 無料作業範囲を超過した分の特殊作業
	【プレミアム】 ^(※2)	<ul style="list-style-type: none"> お客さまが指定する修理工場などへは150kmまで 	
緊急対応サービス	バッテリー上がり時のジャンピング ^(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ジャンピング バッテリーの点検 	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー充電 バッテリー本体の交換作業および部品代
	パンク時のスペアタイヤ交換	<ul style="list-style-type: none"> スペアタイヤ交換 タイヤ廻り点検 	<ul style="list-style-type: none"> パンクしたタイヤの修理 パンク以外が原因のスペアタイヤ交換 チェーン脱着
	鍵閉じ込み時の鍵開け	<ul style="list-style-type: none"> ドアキー開錠 (車内に鍵がある場合に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 鍵作成の部品代 ドアキー以外(トランクなど)の開錠
	【プレミアム】 ^(※2) 鍵紛失時の鍵開け・鍵の作成 ^{(※3)(※4)}	<ul style="list-style-type: none"> ドアキー開錠 (車内に鍵がない場合も対応) ドアキー作成 	<ul style="list-style-type: none"> レッカー搬送に切り替えとなった場合の無料範囲を超過した分のレッカー牽引費
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 30分程度の現場復旧が可能な軽作業 油脂類代、冷却水代^(※5) 各種灯火類のバルブ代^(※5) ボルトの増し締め サイドブレーキの固着解除 	<ul style="list-style-type: none"> 30分を超過した分の作業 無料範囲以外の消耗品代および部品代
【プレミアム】 ^(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 現場復旧が可能な作業は時間の制限なし^(※6) 	<ul style="list-style-type: none"> 無料範囲以外の消耗品および部品 	
落輪引き上げ・乗り上げ時の引き降ろしサービス	引き上げ・引き出し・引き降ろし	<ul style="list-style-type: none"> 車輪3輪までの引き上げ・引き出し・引き降ろし作業 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての車輪が路上にない場合の作業
	【プレミアム】 ^(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての車輪までの引き上げ・引き出し・引き降ろし作業^(※7) 	<ul style="list-style-type: none"> 落差1mを超える作業 無料作業範囲を超過した分の特殊作業
スタック引き上げサービス	引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 雪道・ぬかるみ・砂浜などで自力走行不能となった場合の作業 	<ul style="list-style-type: none"> スタッドレスタイヤまたはチェーン未装着時の雪道スタック
ガソリン補給サービス ^(※3)	ガス欠時の燃料補給	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン自動車、ディーゼル自動車の燃料補給(10リットルまで) 	<ul style="list-style-type: none"> 10リットルを超える燃料代
	電欠時の搬送	<ul style="list-style-type: none"> 提携会社が指定する最寄りの充電施設までの搬送費 	<ul style="list-style-type: none"> 無料範囲を超過した分の搬送費
サポートサービス	帰宅費用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 代替交通機関の費用 (無制限)^(※8) レンタカー代24時間まで^(※8) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の一般料金を超える費用(新幹線のグリーン車など)の料金 レンタカーの利用時の燃料代・有料道路代
		【プレミアム】 ^(※2)	<ul style="list-style-type: none"> レンタカー代48時間まで^(※8)
	宿泊費用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の客室料1泊まで (1名あたり15,000円上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 客室料以外の料金
		【プレミアム】 ^(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の客室料2泊まで (1名あたり15,000円上限)
(レッカーサービスを利用した場合に限り対象となります)	修理後車両搬送・引取り費用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 修理完了後の車両搬送費用 (無制限) 修理完了後の車両引取り費用 (無制限)^(※9) 	<ul style="list-style-type: none"> [車両搬送の場合] 提携会社以外の搬送費用 [車両引取りの場合] 利用者1名分を超える車両引取り費用 公共交通機関の一般料金を超える費用(新幹線のグリーン車など)の料金 車両引取り時の燃料代 車両引取り時の帰宅費用
		【プレミアム】 ^(※2) ペット宿泊費用サービス ^(※10)	<ul style="list-style-type: none"> ペット宿泊施設の宿泊料2泊まで (1泊あたり10,000円上限)^(※11) ペットシッター費用延長料金2日まで (1日あたり10,000円上限)

※1 有料分については、お客さまの自己負担となります。
 ※2 【プレミアム】適用条件を満たしたお客さま(ご契約)専用のサービスとなります。
 ※3 保険期間内1回まで無料でサービスを提供いたします。なお、2回目以降のサービスご利用は有料となります。
 ※4 特殊な鍵・イモビライザー装着車等、現場での鍵作成が困難と見込まれる場合は、レッカーサービスでの対応となります。
 ※5 トラブル現場でご用意ができる場合に限ります。なお、汎用性の高いものを使用させていただく場合がございます。
 ※6 現場での復旧が困難とサービス実施業者が判断した場合、レッカーサービスでの対応となります。
 ※7 落輪しているタイヤの本数にかかわらず、落差1m以内の落輪が無料となり、落差1mを超えた場合や特殊作業が必要となった場合等は有料となります。
 ※8 交通手段は、トラブル現場からご自宅または当面の目的地までの最も合理的な経路および方法である場合の交通費を限度とします。タクシー代については原則として、トラブル発生現場最寄りの駅まで、または、帰宅/目的地までの移動が困難で宿泊せざるをえない場合に宿泊施設までの移動および宿泊施設から宿泊施設最寄り駅までおよびご自宅最寄り駅からご自宅までにかかった金額を支払います。レンタカー代は、同等以下のクラスのお車に限りです。
 ※9 利用対象者1名分までの片道交通費となります。
 ※10 外出時に同乗させているペットに予定外の宿泊が必要となった場合に宿泊費用を支払います。またペットを外出時に同乗させておらず、あらかじめご自宅付近のペット宿泊施設やペットシッターに預けていた場合、延長料金を支払います。
 ※11 ペット宿泊施設までの移動費等を含みます。

第1条(目的等)

(1)本規定は、SBI損害保険株式会社(以下「当会社」という)が当会社の自動車保険(以下「自動車保険」という)の契約者および被保険者(以下「利用対象者」という)に対して、ロードサービス(以下「サービス」という)を提供することに關して定めます。利用対象者は、本規定を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。

第2条(対象車両)

サービスの対象車両は自動車保険証券記載(マイページによる表示を含む)の契約自動車(以下「契約自動車」という)とします。したがって、ファミリーバイク・他車運転車・臨時代替自動車は対象外となります。

第3条(対象期間)

サービスの対象期間は自動車保険証券記載(マイページによる表示を含む)の保険期間となります。なお、解約(解除)等によって保険契約が無効となった場合は、解約(解除)日までがサービスの対象期間となります。

第4条(サービスの利用条件)

本規定に基づくサービスの利用条件は、次に定める通りとします。(1)事故又は故障(以下「トラブル」という)により、自力走行不能(※1)となった場合にサービスを利用できます。※1:「自力走行不能」とは、トラブルで車両が動かない、もしくは道路交通法上運転してはならない状態(夜間(夜間ヘッドライトがつかない等)をいいます。

第5条(サービスの内容及び範囲)

本規定に基づく無料サービスの内容及び範囲は、次に定める通りとします。

- (1)レッカーサービス(※2)
トラブル(※3)により、自力走行不能となった場合に、トラブル現場から距離の制限無く最寄りの修理工場(※4)までのレッカー車による無料引取り(※5)を行います。ただし、利用対象者指定の修理工場までの距離が50km以内の場合に限り無料となります。
※2:1回のトラブルにつき、原則として1回までの利用となります。
※3:故障の場合は、現場での復旧が困難なときに限り、このサービスを提供します。
※4:甲が指定する最寄りの修理工場となります。
※5:出動基本料金、基本料金加算(高速道路・悪天候での作業、ドリーパー作業等による加算)、現場までの出張料金、レッカー牽引するための現場における基本作業料、最寄りの修理工場までのレッカー牽引料金(利用対象者指定の修理工場まで)までの場合は50kmまで、現場が有料道路の場合は業者が現場到着までに要した有料道路料金が無料になります。

- 以下は、無料サービスの対象となりませんので利用対象者の負担となります。
【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】
①利用対象者指定の修理工場までのレッカー牽引における50kmを超過したレッカー牽引料金
②1回のトラブルで2回以上牽引した場合は2回目以降の全ての料金をあわせて入庫修理工場から他の修理工場までレッカー牽引した場合の全ての料金
③車両が転落、横転、転覆、路外逸脱した場合の車両引き上げ・引き出し・引き降ろしならびに衝突物から引き剥がし等の特殊作業料金
④積込みが困難な形状の車両あるいはトラブル内容や現場の状況により、積載作業が困難な場合に発生する特殊作業料金
⑤鍵紛失により、レッカー牽引した場合の全ての料金
⑥利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金
⑦乙が48時間を超えて保管した車両保管料金
⑧利用対象者が指定した修理工場への搬送時に、甲または乙の都合により甲より利用対象者の負担となる場合の有料道路料金

- (2)緊急対応サービス
故障により自力走行不能となった場合に、現場での復旧作業を無料(※6)で行います。
※6:出動基本料金、基本料金加算(高速道路・悪天候での作業等による加算)、現場までの出張料金、30分程度の現場作業料、現場が有料道路の場合には業者が現場到着までに要した有料道路料金が無料となります。
【無料サービスの費用の代表例】
①バッテリー上がり時のジャンプサービス(※7)。バッテリーの点検、自動車保険証券記載(マイページによる表示を含む)の保険期間内1回(2017年9月30日以前のこのサービス利用を除く)に限り無料とします。
※7:バッテリー上がりの車両にケーブルを接続してエンジンをスタートさせる作業。

- ②バンケットのスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検
③鍵紛失による現場での出張・外車一般シリンダーの鍵開け(対象の車両に鍵がある場合)
④その他30分程度の現場復旧が可能な軽作業
【利用対象者の負担となる有料サービスの代表例】
①チェーン脱着作業
②ドアガラスの開閉トラブルに対応する現場復旧作業または応急処置作業

- ③バッテリーの充電作業
④バッテリーの交換作業
⑤タイヤの交換作業
【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】
①現場復旧作業が30分を超過した場合の作業基本料金
②車両の形状等による、タイヤ交換作業を行う場合の部品取り外し等の作業料金
③利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金【現地精算する費用の代表例】
①乙がサービスの提供に際して必要となった有料駐車料金等
②その他部品代、燃料代等

- (3)落輪・タイヤ交換・乗り上げ時の引き降ろしサービス
落輪(緑石等への乗り上げ(※8))により自力走行不能となった場合に、引き上げ・引き出し・引き降ろし作業を無料で行います。(全ての車両の落輪は有料となります)
※8:落輪とは、道路から下方(側溝や水路等)へ車輪を踏み外した状態をいい(全ての車輪の落輪は除く)、出動基本料金、基本料金加算、現場までの出張料金、基本作業料、クレーン作業等の落輪引き上げ作業料金が無料になります。乗り上げとは、

緑石や中央分離帯などの障害物へ乗り上げた状態をいい(全ての車輪が道路にない、車道・歩道・緑石に残っていない状態を除く)、道路基本料金、基本料金加算、現場までの出張料金、基本作業料、クレーン作業等の乗り上げ引き降ろし作業料金が無料になります。
以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので利用対象者の負担となります。
【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】
①車両が転落、転覆、路外逸脱した場合の車両引き上げ・引き出し・引き降ろしならびに衝突物からの引き剥がし等の特殊作業料金
②利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金【現地精算する費用の代表例】
①乙がサービスの提供に際して必要となった有料駐車料金等
②トラック引き上げサービス

スタック・ぬかるみ・砂浜等でのスタック(※9)により自力走行不能となった場合に自力走行可能な場所までの引き上げ作業を無料で行います。ただし、降雪を原因としたスタックの場合は、スタッドレスタイヤ、またはチェーンを装着している場合に限り無料サービスの対象となります。
※9:スタックとは、雪道・ぬかるみ・砂浜等では取組車が空転し動かない場合をいい、出動基本料金、基本料金加算、現場までの出張料金、基本作業料、クレーン作業等の車両引き上げ作業料金が無料になります。
以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので利用対象者の負担となります。

【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】
①利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金【現地精算する費用の代表例】
①乙がサービスの提供に際して必要となった有料駐車料金等
②ガソリン補給サービス

ガソリン補給サービス
ガソリンが不足した状態になった場合、自動車保険証券記載(マイページによる表示を含む)の保険期間内1回限り無料でガソリンまたは軽油10リットルまでを提供します。(対象者はガソリン自動車またはディーゼル自動車に限定します。)また電気自動車における「電欠」の場合は、保険期間内1回限り燃料補給作業に代わり、最寄りの充電施設までのレッカー牽引を行います。
以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので利用対象者の負担となります。

【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】
①利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金【現地精算する費用の代表例】
①乙がサービスの提供に際して必要となった有料駐車料金等
(2)サポートサービス

トラブルによる自力走行不能(※1)でレッカーサービスを利用した場合、次の場合に該当し、利用対象者が各種費用(帰宅費用、宿泊費用、修理後車両搬送・引取り費用)を負担した場合には、本サービスを利用できません。
ア. 出先(修理後車両搬送・引取り費用サービスの場合は除く)でトラブルにより自力走行不能となり、現場での復旧が不可能となること。

イ. 帰宅、宿泊および修理後車両の引取りを実施する前に、SBI損保安心ホットラインに連絡すること。
ウ. トラブル発生から50日以内に費用請求書類と領収書(原本)が甲に到着すること。
①帰宅費用サービス

トラブル発生当日または翌日に、代替交通機関を利用して合理的な経路および方法により、トラブル現場から当分の目的地までの移動または帰宅するために利用対象者が負担した交通費のいずれか一方を支払います。
イ. 代替交通機関とは、バス・鉄道(特急、新幹線の指定席を含む)、タクシー(除く)、航空機(エコノミークラスのみ)、船舶(普通客室・タビタビ客室)およびレンタカーとなります。レンタカー利用の場合、契約自動車と同様に有料道路料金は利用対象者の自己負担となります。また、追加保険料金を甲が負担する場合は、契約自動車に搭乗中の者を対象とし、自動車検査証記載の乗車定員を限度とします。

ウ. 翌日の帰宅については、当日帰宅することが困難である甲が判断した場合に限り、この場合、後述の宿泊費用サービスと合わせてトラブル現場から宿泊施設までの移動費用も支払います。また、翌日に宿泊施設(※10)から自宅までの交通費あるいは当初より予定していた目的地までの交通費のうち、いずれか一方の費用を支払います。
※10: 宿泊費用サービスで、甲が認められたホテル等の宿泊施設が対象となります。

エ. 1回のトラブルにつき、トラブル当日契約自動車に搭乗していた、自動車検査証記載の乗車定員を限度に支払います。ただし、レンタカー利用の場合は24時間までの基本料金(乗捨て料金を含む)を限度とします。いずれも必ず領収書(原本)が甲に到着すること。
オ. レンタカー利用の場合は、当初から予定していた目的地までの移動(合理的な経路および方法)であることが前提で、かつ、当日帰宅することが困難で宿泊費用サービスをご利用になった場合に、トラブル現場から宿泊施設(※10)までの移動および翌日帰宅するために宿泊施設(※10)から宿泊施設最寄り駅までおよびご自宅最寄り駅からご自宅までの移動に利用した費用を支払います。

カ. 帰宅費用は、一旦、利用対象者に立替払いをしていただき、後日甲から送付する費用請求書類を作成のうえ領収書(原本)を添付して請求していただきます。甲は費用請求書類を受領後、サービス対象の費用を利用対象者あてに支払います。なお、支払いにあたっては、領収書発行元へ内容を確認する場合があります。

②宿泊費用サービス
契約自動車自力走行不能により臨時に宿泊せざるをえなかった場合に最寄りのホテル等の宿泊施設に臨時に宿泊したときに、利用対象者が負担した客室料が「宿泊費用サービス」の対象となりません。
イ. 契約自動車に搭乗中の者を対象とし、自動車検査証記載の乗車定員を限度とします。

イ. トラブル発生当日または翌日の宿泊が対象となります。
ウ. 1回のトラブルにつき、1名あたり1泊15,000円(消費税込)を限度に支払います。必ず領収書(原本)が必要となります。
エ. 当初から宿泊する予定だったホテル等の宿泊費用がサービスの対象となりません。

オ. 宿泊費用とは、客室料(消費税・サービス料込)をいい、飲食費用・マッサージ代・電話代・入湯税等は除きます。
カ. 宿泊費用は、一旦、利用対象者に立替払いをしていただき、後日甲から送付する費用請求書類を作成のうえ領収書(原本)を添付して請求していただきます。甲は費用請求書類を受領後、サービス対象の費用を利用対象者あてに支払います。なお、支払いにあたっては、領収書発行元へ内容を確認する場合があります。

③修理後車両搬送・引取り費用サービス
トラブルにより自力走行不能となった契約自動車、最寄りの修理工場にて修理完了後、利用対象者の居住所もしくは勤務先までの指定場所が搬送先となり搬送されます。この際に必要な本規定のサービスは、修理後搬送費用サービスとなります。なお、本規定のサービスは修理工場から搬送する費用が対象であり、修理後の車両搬送費用は対象となりません。また、利用対象者自身が直接出向して修理工場まで車両を引取りに行く場合は、修理完了車両を引取るための利用対象者1名分の片道交通費を支払います。ただし、燃料代は利用対象者の自己負担となります。

イ. 1回のトラブルにつき、契約自動車の修理を行った場合、修理完了後に甲が指定した業者による車両搬送費、あるいは利用対象者自身が直接車両を引取りに行く場合の1名分の片道交通費を支払います。
イ. 甲が指定した業者ではなく利用対象者が業者を指定した場合は、サービスの対象となりません。
ウ. 利用対象者自身が引取りに行く場合の交通機関は、鉄道(特急・新幹線の指定席を含む)、船舶(普通客室を除く)、バス、航空機(エコノミークラスのみ)、タクシー(普通客室)、タクシーお

よびレンタカーとします。
エ. 廃車時の荷物引取りまたは宅配便利用費用はサービスの対象外となります。
オ. 引取り費用は、一旦、利用対象者に立替払いをしていただき、後日甲から送付する費用請求書類を作成のうえ領収書(原本)を添付して請求していただきます。甲は費用請求書類を受領後、サービス対象の費用を利用対象者あてに支払います。なお、支払いにあたっては、領収書発行元へ内容を確認する場合があります。

第6条(プレミアム)サービスの対象車両および無料範囲は、次に定める通りとします。

- (1)【プレミアム】サービスの対象車両
以下のいずれかに該当する契約自動車とします。
①自動車保険の契約継続期間が3年目以降の契約
②【SBI損保のがん保険】に加入している契約者の自動車保険(※11)(※12)
③【SBI損保の火災保険】に加入している契約者の自動車保険(※11)(※12)
④その他当会社が定めた条件を満たす自動車保険

※11: 自動車保険の契約者または記名被保険者と【SBI損保のがん保険】または【SBI損保の火災保険】の契約者が同一の場合に限り。ただし、自動車保険および【SBI損保の火災保険】の組み合わせは、自動車保険が個人の場合のみ適用されます。
※12: 【プレミアム】サービスをご利用できる期間は、自動車保険の保険期間と【SBI損保の火災保険】の契約期間が重複している期間となります。なお、解約した場合は【プレミアム】サービスはご利用いただけません。

(2)無料サービス範囲
本規定の第5条に定める内容に加えて以下のサービスが含まれます。

- ①レッカーサービス
利用対象者指定の修理工場などまでのレッカー牽引が150kmまで無料となります。
②鍵紛失時の国産・外車一般シリンダーの鍵開け、鍵の作成
自動車保険証券記載(マイページによる表示を含む)の保険期間内1回限り無料となります。
なお、特殊な鍵・モビライザー装着車等、現場での鍵作成が困難と見込まれる場合は、レッカーサービスでの対応となります。
③緊急対応サービス
現場復旧が可能な軽作業について時間の制限なく対応します。(※13)

※13:現場での復旧が困難と乙が判断した場合、レッカーサービスでの対応となります。
④落輪引き上げ・乗り上げ時の引き降ろしサービス
全車の落輪は無料となります(※14)。
※14: 落輪とは、道路から下方(側溝や水路等)へ車輪が落下した場合をいい、落下1m以内の落輪が無料となり、落差1mを超えた場合や特殊作業が必要となった場合等は有料となります。

⑤サポートサービス
ア. 帰宅費用サービス
レンタカー利用の場合は契約自動車と同程度以下クラスの車両とし、48時間までの基本料金(乗捨て料金を含む)を支払います。
イ. 宿泊費用サービス
宿泊施設に客室料2泊まで(1名あたり1泊15,000円上限)を支払います。

ウ. ペット泊泊費用サービス(※15)
外出時に同乗させているペットに予定外の宿泊が必要となった場合に宿泊費用2泊まで(1泊あたり10,000円上限)を支払います。また、ペットを外出時に同乗させておらず、あらかじめご自宅付近のペット宿泊施設やペットシッターに預けた場合、延長料金2泊まで(1泊あたり10,000円上限)を支払います。
※15: ペット宿泊施設での移動費用を含みます。

第7条(サービスの提供を受けられない場合)

(1)自力走行不能となったトラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができません。
①利用対象者の故意
②無許運転、飲酒運転、麻薬、覚せい剤、シナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動
④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤核燃料物質(原子炉燃料を含む)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特長に起因する事故
⑥国または公共団体の公権力の行使(ただし、消防または避難に必要な措置の場合を除く)

⑦航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送期間中の事故
⑧車両メーカーが発行するマニュアルに表示されている仕様・取扱方法など異なる方法、または限度を超えて使用したことによるトラブル

(2)以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができません。
①第4条に定めるロードサービスの利用申込が適切に行われない場合
②通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース・ラリーを目的とする場所等での作業
③レース・ラリー等で契約自動車を使用し、発生したと考えられるトラブルの場合
④自然保護・環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域での作業
⑤自動車道の通行が極めて困難な地域(凍結道路、未除雪道路、未整地道路、海浜、河川敷等)での作業
⑥気象状況・周辺状況・自然災害等により危険が予測される場合や作業が困難な場合

⑦改定または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いなど、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるが、または作業が不可能な車両
⑧利用対象者が本規定に違反した場合、その他当社もしくは甲が利用対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第8条(個人情報の提供および利用の同意)
利用対象者は、当会社がサービスを提供するため、利用対象者に関する情報(住所、氏名、電話番号、生年月日、保険証券番号の情報は)を甲に対して提供することおよびサービスの記録・利用状況等を当社と甲の間で相互に提供し、利用することに同意するものとします。

第9条(サービスの提供に伴う損害)

サービスの提供に伴い対象物の破損、人身事故その他の損害等が発生した場合、甲および乙に故意または重大な過失がない限り、当会社、甲および乙はその損害等の賠償責任を負わないものとします。

第10条(代位)

(1)当会社がサービスの費用を第三者に損害賠償金として請求することができる場合は、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。
(2)当会社がサービスの故障によりサービスを提供した場合は、その原因が、自動車メーカー等の無償修理等の対象であったときは、サービス提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第11条(サービス提供の変更・中止・終了)

(1)サービスの内容については、当会社および甲がその都合により予告なく変更できるものとします。変更後のサービスが提供されることを利用対象者は承諾します。この場合、当会社のWebサイト上の掲載をもってその効力が発生するものとします。
(2)当会社は、利用対象者に事前にまたは事後に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができるものとし、利用対象者はこれを承諾します。

第12条(合意管轄)

利用対象者は、本規定について紛争が生じた場合、訴願のいかににかかわらず、当会社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。